貸切運賃に係る範囲(課税事業者用)

I. 距離制運賃に係る範囲 (基準運賃率表)

(単位・円)(消費税込み)

車種別 キロ程	1トン車 まで	2トン車 まで	3トン車 まで	4トン車 まで	5トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を超え 2トンを増す車 種までごとに
10kmまで	6,280	8,950	10,670	12,160	13,720	15,190	00.400	04.000	05.750	00.000	0.040
20 "	10,370	14,320	15,330	16,370	18,110	19,880	22,460	24,990	25,750	28,390	2,640
30 "	14,180	16,710	17,860	19,050	21,080	23,140	26,130	28,990	29,980	32,670	2,700
40 "	16,120	19,060	20,340	21,710	24,020	26,400	29,790	33,090	34,170	36,960	2,790
50 "	18,690	21,400	22,860	24,400	26,990	29,630	33,450	37,170	38,370	41,240	2,860
60 "	21,250	23,750	25,360	27,060	29,980	32,890	37,140	41,210	42,560	15,920	3,060
70 "	23,540	26,070	27,860	29,740	32,920	36,150	40,800	45,280	46,790	50,030	3,230
80 "	25,620	28,440	30,370	32,410	35,900	39,380	44,470	49,370	51,000	54,450	3,450
90 "	27,720	30,780	32,890	35,070	38,830	42,640	48,130	53,410	55,190	58,850	3,650
100 "	29,980	33,130	35,390	37,750	41,800	45,880	51,800	57,220	59,400	63,280	3,880
110 "	31,260	34,570	36,940	39,390	43,640	47,910	54,050	59,930	62,000	66,140	4,150
120 "	32,550	36,010	38,480	41,070	45,460	49,910	56,320	62,390	64,600	69,050	4,440
130 "	33,850	37,490	40,010	42,720	47,310	51,920	58,610	64,900	67,200	71,890	4,690
140 "	35,120	38,930	41,560	44,370	49,130	53,930	60,870	67,470	69,820	74,770	4,950
150 "	36,430	40,380	43,100	46,050	50,970	55,960	63,140	70,050	72,410	77,630	5,210
160 "	37,710	41,800	44,640	47,700	52,800	57,960	65,410	72,600	75,030	80,590	5,560
170 "	39,010	43,250	46,180	49,350	54,650	59,950	67,720	75,170	77,640	83,550	5,900
180 "	40,280	44,700	47,710	51,020	56,470	61,990	69,970	77,740	80,250	86,470	6,230
190 "	41,590	46,150	49,250	52,680	58,300	64,000	72,250	80,280	82,840	89,180	6,340
200 "	42,890	47,600	50,810	54,330	60,130	66,000	74,510	82,850	85,460	92,460	7,000
200kmを超え500kmまで20kmまでを増すごとに	2,300	2,550	2,720	2,900	3,220	3,550	4,000	4,440	4,600	5,200	610
500kmを超え50kmまでを増すごとに	5,760	6,400	6,820	7,300	8,070	8,860	9,970	11,110	11,470	12,780	1,310

Ⅱ. 時間制運賃に係る範囲

(単位:円)(消費税込み)

種別		車種別	1トン車 まで	2トン車 まで	3トン車 まで	4トン車 まで	5トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を超え 2トンを増す車 種までごとに
基礎	8時間制	基礎走行キロ 3トン車まで80キロメートル 3トン車を超えるもの100キロメートル	28,180	31,280	33,400	36,870	40,830	43,470	47,920	52,360	57,230	62,130	4,900
額	4時 間制	基礎走行キロ 3トン車まで40キロメートル 3トン車を超えるもの50キロメートル	16,920	18,630	19,980	22,120	23,520	24,830	27,960	30,640	33,280	35,950	2,660
加	基礎走	行キロを越えるものは、10キロメートルまでを増す	590	620	640	660	670	680	770	840	850	880	40
算	基礎作	業時間を超える場合は、1時間までを増すごとに											
額		制の場合であって午前から午後にわたる場合は、 ら起算した時間により加算額を計算します。)	2,850	3,080	3,300	3,510	3,710	4,030	4,500	4,990	5,280	5,790	510

Ⅲ. 料金に係る範囲

地区割増料

(単位:円)(消費税込み)

車種別地域	1トン車 まで	2トン車 まで	3トン車 まで	4トン車 まで	5トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を超え 2トンを増す車 種までごとに
東京特別区大阪市	960	1,080	1,080	1,140	1,250	1,360	1,460	1,600	1,680	1,850	170
札幌市・仙台市・千葉市・船橋市・川崎市・横浜市 ・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・東大阪市 ・堺市・尼崎市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市 ・福岡市・熊本市・庭児島市	630	630	630	750	750	860	960	960	1,080	1,200	120

Ⅳ. 運賃割増率

1. 品目割増

項目	内訳	割増率
易損品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
	2. 消防法に定める品目	2割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については、5割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	10割以上の臨時の約束による。
特殊物件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2割
付外 彻 叶	2. 屍体	5割
汚わい品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4割
貴重品、高価品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さにその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束によ る。
---	--------------------

3. 特殊車両割増

冷蔵車・コンクリートミキサー車	2割
冷凍車	3割

4. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の 場所に限る。	3割
---	----

5. 冬期割増

地域		期間	割増率
北海道	自至	11月16日 4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県島根県の全県			
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡 下閉伊郡・岩手郡・和賀郡	自 至	12月1日 3月31日	2割
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡 河沼郡			
岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・群上郡			

6. 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る。	2割

7. 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	3割

V. 貸切運賃料金適用方

(1) 距離制運賃料金適用方

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切って許可を受けた自己の営業区域内に発地又は着地

- が存する貨物を運送する場合に適用します。
- 2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金 を届出した場合には適用しません。
- (運賃料金計算の基本) 3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
 - (2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは 2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は、発地もしくは着地が異なるときは、 それぞれの車両を1車として計算します。

- 4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数といいます。以下同じ)及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といいます。以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
 (2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、
- 上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(端数の処理)

- 5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
- (1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。 (2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は
- 1,000円に切り上げます。

(キロ稈の計質)

- 6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路 のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。 (割増率及び割引率の重複する場合の計質)
- 7. 2種以上の割増率または割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

- 8. (1) 積載貨物(貨物の性質上, 積み重ねて積載することのできない貨物を除きます。) が標記トン数の50%以下 のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用します。
- (2) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数を基準として運賃を算出し た場合には、実際の使用車両のトン数に係りなく、当該基準車両のトン数による運賃を適用することができ

(個建契約運賃)

- 9. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書を持って運送契約締結 したものに限ります。)をする場合には、運 送区間ごとに (2) の式により算出した1個当りの運賃を適用するこ とができます。ただし、一回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限ります。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。
 - (1) ①単一品目であること
 - ②荷姿が一定していること ③1個の重量又は容積が一定していること

 - (2) <u>基準車両(連貫計算の対象となる車両)のトン数による基準運賃</u> 当該貨物の基準車両積載可能個数×0.7

- 10.貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しな い貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。
- 11. 貨物の長さ(高さを含みます。)重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

(特殊車両割増)

12. 特殊車両を使用した場合は、所定の割増率を適用します。ただし、積載した貨物に品目別割増を適用した 場合には適用しません。

(悪路割増)

13. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。 悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3

(冬期割増)

14. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。 冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

15. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

16. 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送については、次の式により算出し た金額を加算します。 深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.3

(長期契約割引)

17. 3ヶ月以上にわたる契約(文書をもって運送契約を締結したものに限ります。)により、継続かつ反復して 運送される貨物(1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限ります。)については、基準運賃に 対して15%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

- 18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送(それぞれ100キロメー トル以上の運送に限ります。)を行う場合であって、次の(1)又は(2)のときには住路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場
- (1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
- (2) 往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

- (精込料及び取割料について) 19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受 する場合があります。
 - (1) 車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当 **店の負担において行います**
- (2) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受する場合があります。
- (3) 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受する場合があ

	1時間毎	15分毎
積込料及び取卸料	2, 200	550

(待機時間料について)

19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が 貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。) に応じて待機時間料を収受する場合があります。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それ

(単位:円)(消費税込み)

	1時間毎	15分毎
待機時間料	2, 200	550

(地区割増料)

20. 貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限ります。)又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市 間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(パレットの使用等)

21. JIS規格のパレット(荷主側の提供したものに限ります。)の使用、荷主側の積卸作業等により19の(3) の車両留置時間が短縮された場合には、短縮された時間について、車両留置料を適用した場合の金額を4 及び5により計算した運賃より減じます。

22. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。 ①使用車両及び運送距離による運賃の計算

②割増率及び割引率の適用の計算

③ ト 下 そ れ ぞ れ 10% 幅 の 適 用 計 算

④5による運賃の端数処理

⑤パレット使用等による減算

⑥諸料金(端数処理を含む)の計算

⑦実費の計算

23. 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。 (1) 有料道路利用料

(3) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

24. 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、 横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。 (白動車航送船利用料)

25. フェリーボート利用料運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金 額を収受します。

。 { 使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)+航送期間中の固定費} ×2

(その他)

26. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事 者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(2) 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本

1. この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送又は荷主との契約で、これによることとした 運送に適用します。

2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別(8時間制又は4時間制の別)ごとに計算します。

(キロ程及び時間の計算) 3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫 に帰着するまでについて行います。

(従業員) 4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

5. 距離制運賃料金適用方の1.2.4.5.7.10から16.22から26までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。